

愛・道路パートナーシップ事業実施要領

1 実施団体の資格

- (1) 実施団体となることを希望する団体または機関は、代表者を決め、代表者が事務局に実施団体認定申請書（様式1）を提出する。
- (2) 実施団体認定申請書を提出できるものは、県管理道路において清掃活動等を行っている、または行おうとする町内会、自治会、商工会等の地域住民団体もしくは企業等の団体とする。

2 実施団体の役割

- (1) 実施団体の代表者
実施団体の代表者は、道路管理者及び市町村との調整を行う。
- (2) 参加者
参加者は、登録した者とする。（参加者は必要な保険に加入する。）
- (3) 活動内容
県管理道路の一定区間（100m以上）の歩道部の清掃
（空き缶、吸い殻等の散乱ゴミの回収、除草等）
歩道部に設置された植樹帯の植木・草花の管理清掃
情報提供（道路の破損、街路樹の損傷等）
その他必要な活動
- (4) 活動回数
実施区間の全てについて、年4回以上とする。
- (5) ゴミ処理
市町村の分別方法に従って回収したゴミをゴミ袋に入れ、指定された場所に置く。
- (6) 支給品・貸与品の取扱
実施団体は、道路管理者からの貸与品については適正な利用・保管に努めるとともに、支給品については大切に利用する。
- (7) 活動計画及び実績報告
代表者は、当該年度の清掃・美化活動計画書（様式2）を作成し道路管理者（市町村経由）に提出する。
なお、翌年度の活動計画書については、原則として3月20日までに提出する。ただし、やむを得ない場合は、当該年度の最初に活動する10日前までに提出する。
また、活動報告書（様式3）は、活動終了毎に作成し3月30日までに道路管理者（市町村経由）に提出する。
- (8) 安全の確保
参加者は、清掃・美化活動中にけがをしないよう安全に十分配慮する。
- (9) 事故等の報告
実施団体は、清掃・美化活動中に事故等が生じた場合には、直ちに道路管理者又は市町村に連絡するとともに事故発生報告書（様式4）を作

成し道路管理者（市町村経由）に提出する。

(10) 道路管理者の指示

道路管理上やむを得ない事情が生じたときは、道路管理者の指示に従う。

3 道路管理者の役割

(1) 清掃用具の支給

道路管理者は、実施団体に対して清掃用具を支給する。（トング、軍手、ゴミ袋等）

(2) 表示板の設置

道路管理者は、実施団体の希望に応じて、実施団体の団体名等を記入した表示板を区間内に設置する。

(3) 保険の加入

保険料は道路管理者が負担する。

(4) 実施時期の中断

道路管理者は、実施区域において工事等が行われる予定があるときは、この協定を中断できるものとし、その旨を実施団体及び市町村に通知する。

(6) 協定の解除

道路管理者は、実施団体が協定の解除を申し出たとき、実施団体が各条に掲げる義務を履行していないなど、実施団体としてふさわしくないと認められるときは認定を取り消し、協定を解除し、表示板を撤去する。

道路管理者及び市町村長は、認定の取り消しにともない実施団体に損害が生じても損害賠償の義務はない。

4 市町村の役割

(1) 連絡調整

市町村は、実施団体及び道路管理者との調整を行う。

(2) ゴミ処理

市町村は、ゴミの分別の指導及び回収を行う。